

平成 2 8 年 度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会

## 目 次

1	法人運営事業	2
2	ボランティアセンター事業	5
3	心配ごと相談事業	5
4	小地域福祉事業	6
5	日常生活自立支援事業	7
6	生活福祉資金貸付事業	7
7	団体事務育成事業	7
8	福祉バス運営事業	7
9	シルバー大学設置管理運営受託事業	8
10	障がい者移動支援事業	8
11	障がい者社会参加促進事業	8
12	児童福祉事業	8
13	老人福祉センター指定管理事業	9
14	介護事業	9
15	近久児童館運営事業	11
16	善意銀行事業	11

# 平成28年度 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会事業計画

## ■基本方針

超少子高齢化や核家族化が急速に進行し、人口の減少のみならず年齢構成のひずみも生じています。地域社会における近隣の住民同士の希薄化が進み、介護や子育てへの不安、孤立死、虐待など様々な社会問題が表面化しており、「特定の人の福祉」から「誰もが必要とする福祉」への転換が必要となります。

このような状況の中、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、また、社会保障制度を確立するために介護保険法などの住民の生活に密接な関係のある法令が大きく改正されました。これらの法整備が進められる一方で、これからの福祉においては、行政はもとより、地域社会を構成する住民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての人が尊厳を持ち、それぞれの役割を果たしながら地域社会を築いていくことが求められています。

こうした背景をもとに、本会は、社協本来の使命である「地域福祉の推進」の原点にかえり、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、地域のつながりの再構築を目指します。

## ■重点項目

### ○地域福祉活動計画の推進

住民が地域の生活課題を共有し、その解決に向けて「吉野川市地域福祉活動計画」を推進し、身近な地域での住民のつながり・支えあいの取り組みを実行します。

### ○福祉ネットワークの充実

地区社協を基盤に地域住民やボランティアなどを中心とした見守り、生活支援体制の確立に努めます。

### ○組織の基盤強化

効果的で効率的な自立した組織運営体制の構築を目指し、経営改善の推進に努めるとともに、財源確保や事業の再点検・評価を積極的に実行し、社協活動・事業推進の基盤整備に努めます。

## 1. 法人運営事業

住民のニーズに敏速かつ的確に対応できる『わかりやすい、親しみやすい、利用しやすい』組織を目指して基盤強化を進めるとともに、法令を遵守し、信頼性・透明性を確保しながら、より適正な運営を図ります。

### (1) 組織体制及び機能の強化

#### ①理事会及び評議員会の開催

#### ②監査の実施

#### ③適正な会計処理の実施

新会計基準が導入され、経理事務の適正化及び法令遵守の徹底を図ります。

#### ④各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正

#### ⑤職員の資質の向上（研修会への参加促進・各種福祉資格の取得奨励）

#### ⑥事務局体制の強化

定期的に職員会議（課長会・事業会議）を実施し、事業の遂行状況把握及び評価を行うことで、責任を持って事業に取り組む姿勢を助長します。

#### ⑦苦情解決制度の導入（第三者委員の設置）

苦情解決制度を有効に活用し、社協が実施する各種福祉サービスの適正性を確保します。

### (2) 財源基盤の強化

#### ①基金の運用

安全かつ有利な資産運用を行います。

ア. 社会福祉基金

イ. 善意銀行基金

#### ②社協会員加入の拡充強化

社協事業について理解を求めながら、福祉意識の啓発や本会活動の周知を行い、社協会員の加入促進を図り、自主財源の確保に努めます。

募集方法については、普通会費は自治会に協力依頼し、賛助会費等は、福祉関係者・団体や本会の福祉バスを利用する団体にも依頼しています。

また市内外の企業等にも協力をいただき、事業の財源として活用しています。

ア. 普通会員（会費一口 500円 募集強化月間：7月～8月）

イ. 賛助会員（会費一口3,000円 募集強化月間：7月～8月）

ウ. 団体会員（会費一口3,000円）

エ. 特別会員（会費一口5,000円）

#### ③有料広告の掲載

本会が発行する広報紙等の印刷物やインターネット上のホームページ等に有料広告を掲載し、自主財源の確保に努めます。

### (3) 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉事業に功績のあった方々を表彰するとともに、吉野川市の福祉関係者が一堂に会し、今後の社会福祉について考え、発展に資することを目的に社会福祉大会を開催します。また、交流の場づくりとして「福祉まつり」も開催します。

#### ◆第12回吉野川市社会福祉大会（福祉まつり協賛）

日時 平成28年10月8日（土）午前10時から

場所 吉野川市山川公民館

内容 ・福祉功労者表彰  
・大会宣言

### (4) 広報活動推進事業

社協の役割や活動を周知し、福祉活動へ住民参加を促進するため、広報啓発の強化に努めます。また、イメージキャラクター「あい吉くん」を用いて、一体的な広報活動を行います。

#### ①広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」の発行（年間4回・各14,000部発行）

本会の事業や活動内容をお知らせするほか、身近な福祉に関する情報を掲載することで、地域福祉に対する意識啓発を図ることを目的として、広報紙を発行します。

・広報編集委員会の設置

#### ②チラシ「社協のお知らせ」の発行（随時）

#### ③ホームページによる情報の提供

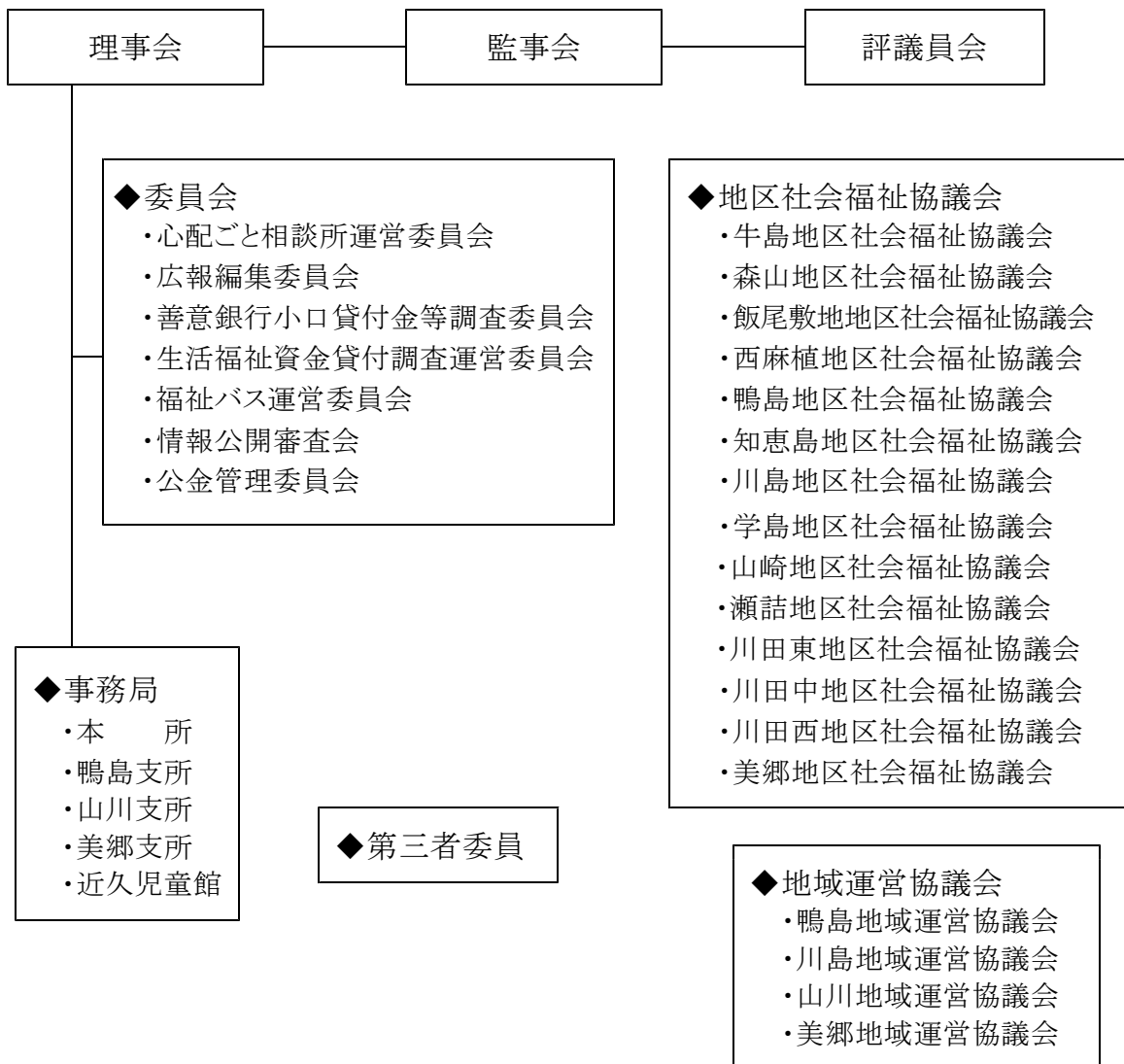
見やすくわかりやすいホームページを運営し、住民への情報提供を強化します。

・ <http://www.yossya.jp/>

#### ④社協パンフレットの作成

住民向けのパンフレットを発行し、社協事業の理解を図ります。

(3) 組織図



## 2. ボランティアセンター事業

吉野川市ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネート事業を中心に、ボランティア活動の育成援助、情報提供、学習の場の提供等の事業を展開します。

### (1) 吉野川市ボランティアセンターの開設

開設日：毎週月から金曜日

午前8時30分～午後5時15分

開設場所：本所

### (2) ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋

ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋・紹介・養成・情報の提供を行います。また、ボランティア活動を目的とする団体を支援します。また、ボランティア活動保険・行事用保険の事務を取扱います。

### (3) 第10回サマーチャレンジボランティア体験の実施

ボランティア精神に欠くことのできない自発性・社会性・連帯性・創造性を養いボランティア意識を高めることや、ボランティア活動の楽しさや参加するきっかけづくりとなることを目的に、夏休み中の市内中学生を対象とした全4日間の日程で開催します。

### (4) 福祉教育講師派遣事業

市内の小中学校から依頼があった場合に、職員が講師として学校に出向き、福祉教育を推進します。

### (5) 災害時対応マニュアルの整備

### (6) 災害ボランティア講座の実施

### (7) パソコン教室の開催

### (8) 吉野川市ボランティア連絡協議会の事務

## 3. 心配ごと相談事業

悩みごとや困りごとなどの相談や、法律相談、行政相談などの専門的な相談についての窓口を設置し、必要に応じて適切な専門機関を紹介するなど、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。

また、相談員の研修を実施し、相談体制の強化を図ります。

### ①一般相談

ア. 鴨島（毎週金曜日）

イ. 川島（毎月第1・第3火曜日）

- ウ. 山川（毎週金曜日）
- エ. 美郷（隔月第3木曜日）

②専門相談

- ア. 行政相談（鴨島 第1水曜日）
- イ. 法律相談（鴨島 第3水曜日）

③結婚相談・婚活支援イベントの開催

#### 4. 小地域福祉事業

高齢者、障がい者、児童等の要援護者が地域で安全・安心に暮らしていくために、地域の住民の手によって支えあい、特に支援を必要とする方のニーズを把握し、地域で見守るネットワークの構築を目標とし、その地域に即した事業の展開を図ります。

(1) 小地域福祉ネットワークづくり推進事業

地域住民を中心とする小地域での協働体制を確立することを目的として、地区社協に小地域福祉ネットワーク推進委員会を設置し、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、後期高齢者世帯、障がい者世帯、児童等の援助を必要とする世帯に対し、推進員・福祉協力員等が連携して、日常の声かけなどによる安否の確認を行うとともに、相談・調整を図りながら必要な福祉サービスの提供を行い、日常的に支えるネットワーク活動を推進します。

(2) 地区社協活動の支援

小地域福祉の取り組みを行う中で住民にとって最も身近な地域福祉の推進役である地区社協の活動を推進し、運営の基盤強化や自主活動の活性化に支援を行います。

①地区社協活動の支援

地区社協主催事業等に積極的に参加し、情報提供・収集に努め、会の活性化を図ります。

②地区社協連絡会の開催

(3) 地区社協役員研修事業

地区社協の役員を対象に、防災についての参加型研修を行い、地区社協活動の活性化に取り組みます。

(4) 地域福祉活動計画推進事業

「地域福祉活動計画」を基本に、地域の福祉課題について住民や関係団体とともに解決に向けて取り組みます。また、地域の力だけでは解決されにくい課題に対しては、市社協が持つ公益性やネットワークを最大限に活かし、計画の推進に努めます。



## 5. 日常生活自立支援事業

徳島県社会福祉協議会から受託し、生活や金銭管理、成年後見制度など幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活が送れるよう支援します。また、契約件数がさらに拡大する状況の中で、より効果的で効率的な事業推進を図ります。事業の信頼性を高め、継続的・発展的な事業展開を実現するため、各種研修への参加や定例的に生活支援員研修会を開催することでサービスの資質向上に努めます。

- ①担 当 区 吉野川市
- ②専 門 員 権利擁護に関する相談・調整・契約の締結を行います。
- ③生活支援員 契約内容にそって利用者を訪問し、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

## 6. 生活福祉資金貸付事業

徳島県社会福祉協議会から受託し、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対し、低利または無利子で多様なニーズに対応した資金の貸付と民生委員の必要な援助指導を行うことにより、生活の自立と安定、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

- ①資金種類
  - ア. 総合支援資金
  - イ. 福祉資金
  - ウ. 教育支援資金
  - エ. 不動産担保型生活資金
- ②貸付調査運営委員会の設置
- ③研修会への参加

## 7. 団体事務育成事業

団体が自立し自主的に活動できるような意識改革を行うとともに、各種講座や研修会を開催し自主運営を促していくことを目的として、団体事務を支援します。

- ア. 各地区民生委員児童委員協議会
- イ. 吉野川市老人クラブ連合会
- ウ. 吉野川市身体障害者連合会
- エ. 吉野川市手をつなぐ育成会

## 8. 福祉バス運営事業

福祉活動援助を目的に、福祉バス（29名乗りマイクロバス）の運営業務を行います。運営にあたり福祉バス運営委員会を設置し、利用登録や運営について審議します。

## 9. シルバー大学設置管理運営受託事業

とくしま“あい”ランド推進協議会から受託し、60歳以上の方を対象に、地域での高齢者のリーダーとしての活躍を期待し、専門的な講座で知識の向上、仲間づくりを促進し、生きがいへとつながるよう運営を行います。

- ①実施期間 6月下旬から翌年3月下旬
- ②学習時間 年間30回（毎週木曜日）午前10時から午後3時まで
- ③開講場所 吉野川市文化研修センター
- ④講座内容 教養科目と専門科目（園芸コース・ICTコース）

## 10. 障がい者移動支援事業

吉野川市から受託し、在宅の重度障がい者が通院や公的機関等へ外出するなど、障がい者等の社会参加と福祉の増進を図ることを目的に、移動手段のひとつとしてリフト付き自動車を運行し支援を行います。

- ①利用対象者
  - ア. 身体障害者手帳1・2級所持者
  - イ. 療育手帳A所持者
  - ウ. 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
  - エ. 重度の寝たきりである者
- ②利用条件
  - ア. 運行 毎日（12/29～1/3除く）午前9時～午後5時
  - イ. 利用回数 原則月3回

## 11. 障がい者社会参加促進事業

吉野川市から受託し、講習会やレクリエーションを通して、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

### （1）障がい者レクリエーション教室の開催

引きこもりがちな障がい者の社会参加を促し、レクリエーションへの参加を通しての仲間づくりや、障がい者相互の交流を図ります。

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ②内容 料理教室、体験学習、スポーツレクリエーション教室等

### （2）声の広報発行事業

朗読ボランティアグループの協力のもと、録音テープを作成し、視覚障がい者に貸し出すことにより、情報提供を行います。

## 12. 児童福祉事業

### キッズカレッジの開催

夏休みと冬休みの長期休暇中に、子どもだけで過ごす環境にいる小学生を対象に、学習支援をしながら、異学年との交流を通じた社会学習を体験する機会を提供します。

### 13. 老人福祉センターの指定管理事業

吉野川市から指定を受け、指定管理者として利便性の向上を図り、福祉に関わる団体等の活動を支援するため、福祉センターの管理業務を行います。

- ア. 鴨島老人福祉センター別館
- イ. 山川老人福祉センター
- ウ. 美郷老人福祉センター（ふれあい交流の家含む）

### 14. 介護事業（介護福祉サービスの提供）

居宅介護支援事業や各種指定居宅サービスを実施し、介護を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。また要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるようにするための介護予防サービスを提供します。

#### （1）介護保険事業

##### ①居宅介護支援事業

介護認定を受けた方に対し、介護保険のサービスを利用する際に必要な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や福祉サービス等の相談を行います。

##### ②訪問介護事業

介護認定を受けた方に対しホームヘルパーが自宅に訪問し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行います。

##### ③通所介護事業所

介護認定を受けた方に対し、外出の機会を作ったり、心身機能を維持するための支援として、日帰りによる介護サービス（送迎、健康チェック、入浴、食事、機能回復訓練等）を行います。

##### ④要介護認定訪問調査

吉野川市等から委託を受けて、要介護認定の訪問調査業務を行います。

#### （2）指定居宅介護等事業

##### ①居宅介護事業

障がい者の自宅に訪問し、身体介護や家事援助、生活上の相談を行います。

##### ②重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方の身体介護や家事援助、移動の介護等を支援します。

##### ③行動援護事業

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(3) 地域生活支援事業（移動支援事業）

吉野川市から受託し、屋外での移動に困難がある障害者（児）に対しホームヘルパーが外出時の円滑な移動を支援し、地域での自立生活および社会参加を促します。

(4) 介護予防・地域支え合い事業

①軽度生活援助事業

吉野川市から受託し、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に訪問介護等のサービスを提供します。

②高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（鴨島地区・美郷地区）

吉野川市から受託し、日常から、健康づくりや食生活に視点をおき、専門講師等による講習会や健康体操を行います。各小地域を拠点に健康づくり推進員やリーダーを設置し、地域ぐるみで高齢者の生きがいと社会参加を促進しながら、事業の充実強化を図り、明るい長寿社会づくりを推進します。

(5) 美郷在宅介護支援センター事業

吉野川市から受託し、高齢者の在宅介護に関する相談に応じ、関係機関やサービスの提供者との連絡調整を行う公的な相談・支援機関として、事業を実施します。

①高齢者の実態把握、介護ニーズの評価

②サービス基本台帳の整備

③保健福祉サービスの広報、啓発

④総合相談

⑤訪問指導、助言

⑥保健福祉サービス申請代行、調整

⑦相談協力員との連絡調整

⑧福祉用具の展示、紹介、貸出

⑨ケア会議の参加

(6) 家族介護教室への協力

吉野川市から依頼を受け家族介護教室の開催について協力し、場所の提供等を行います。

(7) 研修会への参加・協力

公民館主催の講座や各地域で開催される自主防災訓練等へ職員を派遣し、福祉機器（車いす・アイマスク）の使い方などの研修に協力しています。

## 15. 近久児童館運営事業

吉野川市から指定を受け、近久児童館の管理運営を行います。

健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健やかな育成を図ることを目的とする施設として事業を実施します。児童厚生員のもと様々な遊びや各種の行事を通して心身の健全な発達を助長するとともに、幅広い年齢の子どもたちのふれあいを通じた仲間づくりなどを行います。

また、子育て家庭に対する支援の場として、あるいは親子や地域ぐるみの交流の場として、放課後児童クラブや保護者会などの拠点としても活用します。

- ①近久児童館管理運営業務
- ②子育てサロン「ぽかぽかクラブ」運営事業

## 16. 善意銀行

寄付金や物品をお預かりし、市内の支援を必要とされている方々に活用していただくことを目的に、預託者の“思い”を伝えるパイプ役として『善意銀行』を運営しています。

- ①預託    ア. 現金預託（寄付金）  
          イ. 物品預託（介護機器等）

- ②払出    ア. 生活困窮世帯援助

一口3万円を限度額とし、一時的に生活資金に困難が生じた生活困窮世帯に対して、緊急的な生活つなぎ資金の貸付や、一世帯あたり8千円を限度とする食糧品等の給付を行い、その世帯の生活支援を図ります。

- ・貸付調査委員会の設置

- イ. 小規模災害見舞金
- ウ. 福祉機器等の貸出

## 17. その他の事業

地域住民の様々なニーズに対し、住民主体の原則より、効果的な事業実施に努め、福祉のまちづくりを推進します。